

# 奈良県社会福祉審議会児童福祉専門分科会保育所審査部会 傍聴要領

奈良県社会福祉審議会児童福祉専門分科会  
保育所審査部会

## 1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する者は、会議の前日までに、電話又はFAXにより事務局まで申し込む。

(奈良っ子はぐくみ課 奈良っ子はぐくみ係

TEL 0742-27-8604 FAX 0742-27-2023)

傍聴の受付は申し込みの先着順で行い、定員になり次第、受付を終了する。

- (2) 会議当日は名簿に氏名及び住所を記入し、許可を得た上で、係員の指示に従って会場に入室し、所定の席に着席する。
- (3) 傍聴の定員は原則として10名とする。

## 2 会議を傍聴する場合の遵守事項

- (1) 会議中は、静粛にし、拍手その他の方法により、公然と賛否の意向等を表明しないこと。
- (2) 旗、のぼり、プラカード又はこれらに類するものを携帯しないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てるなど会議の妨害となる行為をしないこと。
- (4) 飲酒又は喫煙をしないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音を行わないこと。ただし、許可を得た場合はこの限りではない。
- (6) 携帯電話を使用しないこと。
- (7) 会議の途中で、非公開の決定がされた場合は、速やかに退出すること。
- (8) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

## 3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、傍聴に当たっては係員の指示に従うこと。
- (2) 傍聴者が遵守事項を守らない場合、部会長は退室を命じることができる。
- (3) 退室を命じられた傍聴者が、次回以降の会議に傍聴を希望した場合は傍聴を許可しないことができる。